国土利用計画(全国計画)素案に対する意見

令和 5 年 5 月 2 日 (公財) 日本生態系協会 会長 池谷奉文(いけやほうぶん) ※団体としての意見 東京都豊島区西池袋 2-30-20 音羽ビル

Tel: 03-5951-0244 Email: head_office@ecosys.or.jp

国土利用計画(全国計画)素案に対する意見を提出させていただきます。御検討等のほどよろしくお願いいたします。

記

1 (該当箇所)

7ページ35行目 ※「グリーンインフラ」という言葉が本計画中最初に示されている部分

(意見)

「国土強靭化年次計画 2021」での記載と同様に※、「グリーンインフラ」を「生物多様性の確保や生態系ネットワークの形成等に寄与するグリーンインフラ」とする。

※「国土強靭化年次計画 2021」p.4 最下段:「生物多様性の確保や生態系ネットワークの形成等に寄与する「グリーンインフラ」の社会実装を推進する。」

(理由)

「グリーンインフラ」は、国土形成計画素案 p.14 脚注で「自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土づくりや地域づくりを進めるもの。」(一部略) というように「自然環境」と定義されています。

しかし、現在各地でグリーンインフラとされているものには、「自然環境」と言い難いものが少なくありません。こうしたことから、「国土強靭化年次計画 2021」p.4 では、「生物多様性の確保や生態系ネットワークの形成等に寄与する「グリーンインフラ」の社会実装を推進する。」とされました。

以上のことから、「グリーンインフラ」という言葉が本計画中最初に示されてる7ページ35行目において、「グリーンインフラ」を、「国土強靭化年次計画2021」での記載と同様に、

「生物多様性の確保や生態系ネットワークの形成等に寄与するグリーンインフラ」とする 必要があります。

2 (該当箇所)

14ページ 8~9 行目 ※「道路」の部分

(意見)

「希少な動植物の保全や自然環境への影響を少なくするための工法を採用するなど環境の保全にも十分配慮する」の「環境の保全にも十分配慮する」を、広域的な観点からの対策の必要性を含むかたちの文である「地域の生態系ネットワーク形成にも十分配慮する」とする。

(理由)

「国土利用の基本方針」として p.5 で「持続可能で自然と共生した国土利用・管理」を掲げ、p.7「健全な生態系の確保により繋がる国土利用・管理」で「生態系ネットワークの構築・維持に向けて、分野横断的に多様な主体が連携して取り組むことが重要」とし、「地域類型別の国土利用の基本方向」の p.10「都市」、p.11「農山漁村」、p.11「自然維持地域」の全地域類型においてそれぞれ「生態系ネットワークの構築」「生態系ネットワークの形成」「生態系ネットワーク化」が掲げられています。

一方、道路は、地域の生態系ネットワーク形成上の分断原因となっている場合が多くあります。「希少な動植物の保全や自然環境への影響を少なくするための工法を採用するなど環境の保全にも十分配慮する」という文は、道路整備で直接失われる希少な動植物の生息生育地の保全への配慮という局所的観点からの対策の必要性を指すに止まっている印象がぬぐえず、広域の観点から当該道路が及ぼすおそれのある影響への対策の必要性があまり感じられません。

以上のことから、「希少な動植物の保全や自然環境への影響を少なくするための工法を採用するなど環境の保全にも十分配慮する」の「環境の保全にも十分配慮する」を、広域的な観点からの影響評価、対策の必要性を含むかたちの文である「地域の生態系ネットワーク形成にも十分配慮する」とする必要があります。

3 (該当箇所)

15 ページ 20 行目 ※「その他(公用・公共用施設の用地、低未利用土地等)」の部分 **(意見)**

「施設の整備に当たっては、地域の生態系ネットワーク形成、健全な水循環の維持・回復に寄与するビオトープ、防災・減災に資するグリーンインフラの整備に努める。」を 15 ページ 20 行目の後に加筆する。

(理由)

本計画素案 p.4 に掲げられた「自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、 反転させる「ネイチャーポジティブ」の考えに根ざした国土利用・管理」、それを踏まえ「国 土利用の基本方針」の p.5 に掲げられた「持続可能で自然と共生した国土利用・管理」、p.7 に掲げられた「健全な生態系ネットワークの保全・再生や広域的な生態系ネットワークの構築・維持」、具体的に例えば「地域類型別の国土利用の基本方向の p.10 都市、p.11 農山漁村 等に掲げられた「生態系ネットワークの構築」、「生態系ネットワークの形成」等を図るため には、文教施設、公園緑地、交通施設、環境衛生施設及び厚生福祉施設などの公用・公共用施設の用地の活用が重要となります。

また、防災・減災、特に気候変動の影響による水災害の激甚化・頻発化の傾向を踏まえ、 これまでの河川管理者等の取組に加え、流域に関わるあらゆる関係者が協働して水災害対 策を行う「流域治水」が重要であり、その観点からの公用・公共用施設の用地の活用も重要 となります。

以上のことから、「その他(公用・公共用施設の用地、低未利用土地等)」の部分において 「施設の整備に当たっては、「地域の生態系ネットワーク形成、健全な水循環の維持・回復 に寄与するビオトープ、防災・減災に資するグリーンインフラの整備に努める。」を加筆す る必要があります。

4 (該当箇所)

23 ページ 5~6 行目 ※「(4) 自然環境の保全・再生・活用と生物多様性の確保」の部分 **(意見)**

「全国、広域圏、都道府県、市町村など様々な空間レベルにおける生態系ネットワークの 形成」とされている部分について、「区」、「流域圏」を加え「全国、広域圏、都道府県、市 区町村、流域圏など様々な空間レベルにおける生態系ネットワークの形成」とする。

(理由)

生態系ネットワーク形成の取組は、例えば東京 23 区の港区等でも取り組まれています。 また、国土交通省が中心となり、流域自治体をはじめとする多様な主体の連携・協働により、流域という空間単位を意識しての河川を基軸とした生態系ネットワーク形成の取組が進められています。

以上のことから、「市町村」に「区」を加え、また、行政の階層性だけでなく「流域圏」を加え、「全国、広域圏、都道府県、市区町村、流域圏など様々な空間レベルにおける生態系ネットワークの形成」とする必要があります。